

○財務省告示第三百七十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十四年九月二十日に発行した割引国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十月四日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号 割引国庫債券（三年）（第十二回）

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三 発行方法

の条項 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）

四 募入決定の方法

イ 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ 非競争入札発行 各申込みの応募額を案分により割り当てる。

五 発行額

イ 価格競争 額面金額で八百九十七億円

ロ 非競争入札発行 額面金額で九十九億六千七百万円

六 払込金額

円

十四	十三		十二	十一	十			九	八		七										
払込期日	者入札参加		場元金支払	元償還金額	償還期限	札発行	非競争入	イ 価格競争	イ 発行価格	発行日	種類	額面金額の	札発行	非競争入	入札発行	価格競争					
平成十四年九月二十日	財務大臣から通知を受けた者		取扱店並びに取扱郵便局	国債代理店及び国債元利金支払	日本銀行の本店、支店、代理店、	額面金額百円につき百円	額面金額百円につき九十九円六	十六銭	平成十七年九月二十日	額面金額百円につき九十九円六	十四銭以上のそれぞれの応募価	格	額面金額百円につき九十九円六	の七種	平成十四年九月二十日	円、三百万円、千万円及び一億円	五万円、十万円、五十万円、百万	百円	九十九億三千三百一十二千二	円	八百九十三億九千二百八十三万